

# 本州四国連絡高速道路株式会社 国民保護業務計画

平成 1 8 年 3 月  
本州四国連絡高速道路株式会社

# 目 次

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 計画の目的

### 第 2 節 基本方針

## 第 2 章 平素の備え

### 第 1 節 活動体制の整備

### 第 2 節 関係機関との連携

### 第 3 節 情報提供の備え

### 第 4 節 警報の通知体制の整備

### 第 5 節 避難・救援に関する備え

### 第 6 節 交通の管理に関する備え

### 第 7 節 応急の復旧に関する備え

### 第 8 節 訓練・啓発等の実施

## 第 3 章 武力攻撃事態等への対処

### 第 1 節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

### 第 2 節 活動体制の確立

### 第 3 節 安全の確保

### 第 4 節 関係機関との連携

### 第 5 節 道路利用者への情報提供

### 第 6 節 警報の通知及び伝達

### 第 7 節 避難・救援に関する措置

### 第 8 節 本四道路等の適切な管理及び安全確保

### 第 9 節 交通の管理

### 第 10 節 安否情報の収集

## 第 4 章 応急の復旧

## 第 5 章 本格的な復旧

## 第 6 章 緊急対処事態への対処

### 第 1 節 活動体制の確立

### 第 2 節 警報の通知及び伝達

### 第 3 節 緊急対処保護措置の実施

## 第 7 章 計画の適切な見直し

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

- この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）が高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1号から第3号までの規定に基づいて管理を行う道路その他の施設（以下「本四道路等」という。）に関し必要な事項を定め、もって武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 第2節 基本方針

- 会社は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）、他の道路管理会社、地方公共団体、委託契約会社等（以下「関係機関」という。）と連携協力し、本四道路等に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。
- この計画は、武力攻撃事態の類型として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4つの類型を想定する。また、特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）についても考慮する。
- 会社は、国民保護措置の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

#### 1 国民に対する情報提供

- 会社は、新聞、放送、インターネット等のほか、情報提供装置等を活用して国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努めるものとする。
- 会社は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

## 2 関係機関との連携確保

- 会社は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。

## 3 国民保護措置の自主的な判断による実施

- 会社が、その業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

## 4 高齢者、障害者等への配慮

- 会社は、国民保護措置を実施するに当たっては、特に高齢者、障害者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援について特に配慮を要する者の保護について留意するものとする。

## 5 安全の確保

- 会社は、国民保護措置の実施に当たっては、関係機関よりの情報の提供その他緊急時の連絡及び応援の体制を確立し、会社が行う国民保護措置の安全を確保するものとする。

## 6 政府対策本部の総合調整等が行われた場合の取り扱い

- 武力攻撃事態等対策本部（以下「政府対策本部」という。）による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。
- 内閣総理大臣が、避難の指示、都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置、避難住民の誘導に関する措置、避難住民の運送、緊急物資の運送又は救援に関し指示を行った場合には、会社は、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

## 第2章 平素の備え

### 第1節 活動体制の整備

#### 1 本四道路緊急事態連絡調整会議の設置

- 会社は、本四道路等に係る国民保護措置、緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するために、社内の連絡及び調整を図るための常設の連絡調整組織として、本四道路緊急事態連絡調整会議（以下「緊急事態連絡調整会議」という。）を設置するものとする。
- 会社は、緊急事態連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、防災会議の設置に関する達（本四会社達平成17年第6号）に規定

する防災会議の体制を活用するものとする。

## 2 情報連絡体制の整備

### (1) 情報収集及び連絡体制の整備

- 会社は、武力攻撃の兆候、国民保護措置の実施状況、本四道路等の被災情報などの情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておくものとする。
- 会社は、夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルート多重化、代行する職員の指定等障害発生時に備えた情報収集、集約及び連絡体制を整備するものとする。

### (2) 通信体制の整備

- 会社は、武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関と連携しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。
- 会社は、通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。
- 会社は、平素から国民保護措置に必要な通信手段の点検を定期的を実施するものとする。なお防災業務計画（本四会社規程平成17年第34号）第2編第2章第4「災害情報・通信システムの整備」を有効に活用するものとする。

## 3 緊急参集体制及び活動体制の整備

- 会社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための会社における必要な体制を迅速に確立するため、防災業務計画を活用し、関係社員の緊急参集についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員に周知するものとする。
- 会社は、緊急参集を行う関係社員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくものとする。
- 会社は、武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、社員の交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。
- 会社は、防災のための備蓄を活用しつつ、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、調達体制の整備等に努めるものとする。また社屋の非常用発電機の連続運転に備え、燃料の補給体制を確認しておくも

のとする。

## 第2節 関係機関との連携

- 会社は、平素から、関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。
- 会社は、また、兼用工作物管理者とも国民保護措置の実施における応援協力体制について整備に努めるものとする。

## 第3節 情報提供の備え

- 会社は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、本四道路等の被災情報などの情報を、報道機関への発表、会社ホームページ、道路交通情報提供装置及び看板などを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。
- 会社は、情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

## 第4節 警報の通知体制の整備

- 会社は、政府対策本部から国土交通省に対して警報が通知された場合において、国土交通省から会社への伝達が速やかに行われるよう、連絡方法、連絡手順等必要な事項を、あらかじめ定めるものとする。

## 第5節 避難・救援に関する備え

### 1 避難措置の指示の通知体制の整備

- 会社は、政府対策本部から国土交通省に対して避難措置の指示が通知された場合において、国土交通省から会社への伝達が速やかに行われるよう、警報の通知に準じて必要な体制を整備するものとする。

### 2 避難及び救援に対する支援に関する備え

- 会社は、本四道路等が国、機構、地方公共団体等より避難施設に指定された場合には、避難住民の受け入れが適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

### 3 避難誘導

- 会社は、本四道路等の武力攻撃事態等に備え、道路利用者等が、迅速に避難又は待避できるよう、誘導の体制の整備に努めるものとする。

## 第6節 交通の管理に関する備え

- 会社は、武力攻撃事態等において、機構及び警察と連携して、本四道路等の利用者に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報を積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

#### 第7節 応急の復旧に関する備え

- 会社は、武力攻撃事態等において、本四道路等の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 会社は、武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や協力会社等の協力が得られるようあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。
- 資機材の確保及び協力会社の協力体制の整備については、防災業務計画の体制を有効に活用するものとする。

#### 第8節 訓練・啓発等の実施

##### 1 訓練の実施

- 会社は、国民保護措置についての訓練を実施するとともに関係機関が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 会社は、国民保護措置と防災のための措置について共通の措置がある場合には、必要に応じ、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 会社は、訓練参加後には評価を行い、課題等を明らかにし、国民保護措置の実施の改善に反映させるものとする。

##### 2 社員への啓発

- 会社は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、研修の実施など社員に対する国民保護措置の普及・啓発を行うものとする。

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

- 会社は、武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、直ちに国土交通省へ情報連絡を行うとともに、情報連絡のために必要な通信手段を確保し、本四道路等の安全の確認を行い、被害の有無などの情報を迅速に収集し、国土交通省へ報告するものとする。

#### 第2節 活動体制の確立

## 1 政府対策本部への対応

- 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、内閣に政府対策本部が設置された場合は、政府対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

## 2 本四道路武力攻撃事態等対策本部の設置

- 会社は、国土交通省武力攻撃事態等対策本部（以下「国土交通省対策本部」という。）が設置された場合であって、本四道路等に係る国民保護措置などを実施する必要があるときは、直ちに社長を長とする本四道路武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。
- 対策本部は、社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡、報告及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 対策本部を設置した場合には、関係機関に対し、連絡窓口等を連絡するものとする。
- 対策本部は、武力攻撃事態等の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
- この計画に定めるもののほか、対策本部の組織及び職務代行順などの運営に関する事項については、防災業務計画の非常体制を活用するものとする。

## 3 情報収集及び報告

### （１）情報収集及び報告

- 対策本部は、国民保護措置の実施状況、本四道路等の被災情報及び通信手段の情報などの武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、国土交通省対策本部に報告するとともに、社内での共有を図るものとする。

### （２）通信体制の確保

- 会社は、武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- 会社は、国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 会社は、武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上

で、直ちに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

#### 4 緊急参集の実施

- 会社は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、防災業務要領（本四会社達平成17年第59号）の非常参集を活用して関係社員に緊急参集を行わせるものとする。

### 第3節 安全の確保

- 会社は、国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、会社の社員その他会社の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

### 第4節 関係機関との連携

- 会社は、国土交通省対策本部、関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。
- 会社は、関係機関から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、必要に応じ、直ちに所要の措置を講ずるものとする。

### 第5節 国民への情報提供

- 会社は、国土交通省対策本部その他関係機関等と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、本四道路等の被災情報等を、報道機関への発表、会社ホームページ、道路交通情報提供設備及び看板などを活用して、国民に対し適時かつ適切に提供するように努めるものとする。

### 第6節 警報の通知及び伝達

- 会社は、国土交通省対策本部から警報の通知を受けた場合には、防災業務計画の連絡体制を活用し、本社内及び各管理センターに対して迅速かつ確実に警報を通知するとともに、道路利用者等に対し、警報を伝達するものとする。
- 会社は、警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

## 第7節 避難・救援に関する措置

### 1 避難措置の指示の通知及び伝達

- 会社は、国土交通省対策本部から避難措置の指示の通知を受けた場合には、警報の通知及び伝達に準じて、本社内及び各管理センターに対して避難措置の指示の通知を行うものとする。避難措置の解除の指示の通知があった場合も同様とする。

### 2 避難・救援に対する措置

- 都道府県の区域を越える避難の場合において、要避難地域の都道府県と避難先の都道府県及び避難の経路となる地域の都道府県との間で避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議が実施される場合には、会社は、必要に応じ当該協議に参加するものとする。
- 本四道路等が、あらかじめ国、機構、地方公共団体より避難施設として指定され、避難住民の受け入れを行うこととなった場合には、会社は、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 3 避難誘導

- 会社は、本四道路等を利用している者が、迅速に避難又は待避できるよう、誘導の措置を講ずるものとする。

## 第8節 本四道路等の適切な管理及び安全確保

- 会社は、本四道路等について、巡回の強化など各施設の特性に応じた安全確保のための措置の実施するものとする。
- 会社は、安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ、関係機関その他警察、消防機関等に対し、助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。

## 第9節 交通の管理

- 会社は、機構及び警察と協議したうえで、本四道路の通行禁止等必要な措置を講じ、機構及び警察と連携して、直ちに本四道路等の利用者等に対し、道路の通行禁止措置等に関する情報の周知徹底を図るものとする。

## 第10節 安否情報の収集

- 会社は、道路利用者その他の者の安否情報を収集した場合には、原則として、現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該

地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

- 会社は、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

#### 第4章 応急の復旧

- 会社は、武力攻撃災害が発生した場合、本四道路等について、安全の確保に配慮した上で、直ちに緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するものとする。
- 会社は、本四道路等の被災情報及び応急の復旧の実施状況の情報を国土交通省対策本部へ報告するものとする。
- 会社は、応急の復旧に当たっては、安全の確保に配慮した上で被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うものとする。
- 会社は、応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たり、的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。
- 会社は、本四道路等について、直ちに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第5章 本格的な復旧

- 会社は、本格的な復旧に当たっては、機構と協議のうえ、本四道路等の被害の状況、被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

#### 第6章 緊急処理事態への対処

##### 第1節 活動体制の確立

- 会社は、国土交通省緊急処理事態対策本部が設置された場合であって、本四道路等に係る緊急対処保護措置などを実施する必要があるときは、本四道路緊急処理事態対策本部(以下「緊急処理事態対策本部」という。)を設置し、社内における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡、報告及び社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- 緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項は、本四道路武力攻撃事態等対策本部の例に準じるものとする。

## 第2節 警報の通知及び伝達

- 会社は、国土交通省緊急対処事態対策本部から警報の通知を受けた場合は、武力攻撃事態等の警報の通知及び伝達に準じて、速やかに本社内及び各管理センターに通知するものとする。また、警報の解除の通知を受けた場合も同様とする。

## 第3節 緊急対処保護措置の実施

- 会社は、緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章までの定めに基づいて行うこととする。

## 第7章 計画の適切な見直し

- 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 会社は、この計画を変更するため必要があると認められるときは、関係機関の意見を広く聴取するよう努めるものとする。
- 会社は、この計画を変更したときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告するものとする。
- 会社は、この計画を変更したときは、速やかに国、機構及び関係地方公共団体に通知するとともに、公表するものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。